2020年度 阪南大学後援会事業計画

- 1. 家庭と大学との連携を図る事業(予算額:8.090.000円)
 - (1) 後援会運営委員会及び総会中止に伴う総会用資料の発送等
 - (2)後援会会報誌の送付
 - (3) Web サイトの運用
 - (4) メールマガジンの配信
- 2. 教学条件の整備充実、教育事業への支援(予算額:6.600,000円)
 - (1) 図書館への(学生用)図書の寄贈
 - (2) 海外派遣学生への補助 (航空券代とサーチャージ料)
 - (3) 日本英語模擬国連参加費補助
 - (4) 学長表彰に伴う報奨制度
 - (5) 学生の健康維持に関する食育補助
- 3. 課外活動に対する支援(予算額:8,025,000円)
 - (1) 全国レベルに達したクラブへのレベル維持を目的とした支援 ※学生会所属団体として優秀な成績を挙げた団体に対する補助
 - (2) 学外施設使用料等への補助
 - ※学生会所属団体および大学登録サークル・同好会の活動に不可欠な施設使用料(公演、演奏会、展示会、発表会、競技会等のための施設の使用料)の補助
 - (3) 大学祭への補助
 - (4) 学生会所属団体および大学登録サークル・同好会の実施する合宿に対する補助
 - (5) 学生のリーダー養成講座に対する補助
 - (6) 新入生歓迎イベント補助
 - (7) その他課外活動への特別補助
- 4. 就職活動・キャリア教育への支援(予算額:2,300,000円)
 - (1) 就職試験対策受講料学生負担分の補助
 - (2) 資格取得者(学長奨励賞対象者)への報奨金の補助
 - (3) その他就職活動支援事業、キャリア教育事業に関する補助
- 5. 国際交流活動への支援(予算額:1,500,000円)
- (1) 日本人学生と外国人留学生が交流を深める行事等への補助
- (2) 地域と外国人留学生が交流を深める事業、行事への補助
- (3) 国際交流活動に対する補助(ゼミ・フィールドワークの活動は対象外)
- 6. 福利厚生に関する援助(予算額:15,890,000円)

(1) 学資支弁者の死亡による修学継続困難学生への援助

学費等の半期分の全額を補助。

※なお、大学等における修学支援のための法律に基づく授業料減免対象者については、支援区分に 応じて減免された残額分を補助する。

- (2) 奨学金制度
- (3) 学研災通学特約の加入補助
- 7. 卒業記念事業補助 (予算額:8,687,856円)
- (1) 卒業記念品の贈呈

※2020年3月卒業生対象の記念品(印鑑作成)の経費分(4,067,856円)を含む。

- 8. 特別費 (予算額:14,000,000円)
- (1)全国大会出場等経費の補助※交通費・人件費を除く諸経費の補助
- (2)世界大会出場等経費の補助 ※交通費・人件費を除く諸経費の補助
- (3) 全国大会等応援に伴う費用の補助
- (4) 全国大会出場選手等の食費補助
- (5) 応援バス等の費用補助
- 9. その他 (予算額:3,000,000円)
- (1) 社会貢献活動に対する補助
- (2) 弔慰金

※学生および父母あるいは学資支弁者の死亡に対しての弔慰金

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する補助

以上

2020年度 阪南大学後援会からの補助費の内容と支給基準

- 1. 家庭と大学との連携を図る事業
- 2. 教学条件の整備充実、教育事業への支援
 - (1) 図書館への(学生用)図書の寄贈
 - 対 象 図書館により選定された就職活動、資格取得等参考書・問題集、視聴覚資料、学生選 書ツアーによる選書本等の購入費用(電子書籍含む)

基準 150万円を上限として補助する。

- (2) 海外派遣学生に対する補助
 - 対 象 大学が海外に派遣した学生(阪南大学が協定を結ぶ外国の大学または、企業へ派遣 する学生等)
 - 基 準 航空券代とサーチャージ料の合計額の30%相当の金額を補助する。 上限50,000円/人 ただし、本学を除く他団体からの補助がある場合は除く。
- (3) 日本英語模擬国連への参加費補助
 - 対 象 模擬国連参加学生
 - 基 準 模擬国連の参加費を補助する。 (ただし他団体からの補助がある場合は除く)上限 25,000 円/人まで
- (4) 学長表彰に伴う報奨制度
 - 対 象 学長が表彰する学生
 - 基 準 学長が表彰する報奨金の半額を補助する。
- 3. 課外活動に対する支援
 - (1) 全国レベルに達したクラブへのレベル維持を目的とした支援
 - 対 象 学生会所属団体として前年度優秀な成績を挙げた団体
 - 基 準 ①前年度、全国大会出場の場合は今年度の活動維持費として 50 万円を上限として補助する。
 - ②前年度、公式戦4位(1部リーグ)以上の成績を挙げた場合は、今年度の活動維持費として25万円を上限として補助する。
 - ③個人競技については①②の半額を上限とし、所属団体に今年度の活動維持費として 補助する。

ただし、活動維持費の使途は大学・学生会から援助されない活動に不可欠な費用とする(強化合宿・遠征費および用具代等)。

- (2) 学外施設使用料等への補助
 - 対 象 学生会所属団体および大学登録サークル・同好会の活動に不可欠な施設の使用料等 及び公演、演奏会、展示会、発表会、競技会等のための施設の使用料

基 準 1 回で 10 万円を超える施設使用料の半額。ただし1 回につき上限5 万円とし、年4 回までとする。

(3) 大学祭への補助

対 象 大学祭の活動費

基準 50万円を上限として補助する。

※講演料やイベント開催に必要な経費の補助

(4) 学生会所属団体および大学登録サークル・同好会の実施する合宿に対する補助

対 象 学生会所属団体および大学登録サークル・同好会として合宿を実施した団体

基 準 合宿参加期間中の補助として 1 人あたり 3,000 円を補助する。 ただし、年 2 回までとする。

(5) その他課外活動への特別補助

対象 課外活動関係のうち、上記(1)から(4)に該当しないもの (大学の名声を高める社会的善行、功労等のあった団体、あるいは個人) ※対象については、運営委員会において適宜検討する。

- 4. 就職活動・キャリア教育への支援
 - (1) 就職活動試験対策講座受講料学生負担分の補助

対 象 本学指定の就職活動試験対策講座を受講した学生

基 準 学生負担受講料の全額

(2) 資格取得者(学長奨励賞対象者)への報奨金の補助

対 象 学長奨励賞の対象資格を取得した学生とする。

基準 学長が表彰する報奨金の半額を補助する。但し、補助総額の上限を200万円とする。

(3) その他就職活動支援事業、キャリア教育事業に関する補助

対象 本学において実施されている就職活動支援事業、キャリア教育事業に係わる経費 ※対象については、運営委員会において適宜検討する。

- 5. 国際交流活動への支援
 - (1) 日本人学生と外国人留学生が交流を深める行事への補助

対 象 本学の日本人学生と外国人留学生が共に参加し、交流を深める行事

基 準 行事に係わる交通費、保険代、その他経費補助する。(原則として飲食代は除く)

(2) 地域と外国人留学生が交流を深める事業、行事への補助

対 象 本学外国人留学生が地域と交流を深めるために参加する行事

基準 行事に係わる経費を補助する。(飲食代は除く)

し、1行事につき上限を10万円とする。

(3) 国際交流活動に対する補助(ゼミ・フィールドワークの活動は対象外)

対 象 国際交流活動に参加した者

基 準 1万円/1人

- 6. 福利厚生に関する援助
 - (1) 学費支弁者の死亡による修学継続困難学生への援助

対 象 学費支弁者の死亡による修学継続が困難な学生

基 準 学費等の半期分の全額を補助する。

なお、大学等における修学支援のための法律に基づく授業料減免対象者については、支 援区分に応じて減免された残額分を補助する。

- (2) 奨学金制度
 - ①学部成績優秀者奨学金 年額 400,000 円 2~4 年次生対象 各学年各学部 1 名 合計 15 名 (単年度申請)
 - ②クラブ奨学金年額200,000 円全学年対象合計 15 名 (単年度申請)

7. 卒業記念事業補助

(1) 卒業記念品の贈呈

対 象 3月卒業生、9月卒業生

基準 卒業生には1人当たり5.000円を上限として記念品を贈呈する。

8. 特別費

(1) 全国大会出場等経費の補助

対 象 全国規模の競技大会等へ出場する選手(補欠選手を含む)

基 準 大会出場に必要な諸経費(交通費・人件費を除く)につき、1大会1人あたり5万円を上限として補助する。

※ただし、所属リーグの下部リーグで全国大会に出場した場合は、1 人あたり 2 万 5 千円とする。

※同一年度内で申請できるのは2回を限度とする。(強化クラブは除く) ※なお、本学および他団体から諸経費の補助がある場合を除く。

(2) 世界大会出場等経費への補助

対 象 世界規模の競技大会等へ出場する選手(補欠選手を含む)

- 基 準 ①大会出場に必要な諸経費(交通費・人件費を除く)につき、1大会1人あたり10 万円を上限として補助する。
 - ②上記①に加えて、大学から会場所在地までの往復運賃の半額を補助する。 ただし、同一年度内で申請できるのは2回を限度とする。(強化クラブは除く) なお、他団体から補助がある場合を除く。
- (3) 全国大会等応援に伴う費用の補助

対 象 全国規模の競技大会等へ出場する学生会所属の団体及び個人 基 準応援に必要な消耗品(スティックバルーン、メガホン等)代を補助する。

(4) 全国大会、世界大会出場選手等の食費補助

対 象 全国・世界規模の競技大会等へ出場する学生会所属の団体及び個人

基 準 大学、学生会からの補助に加えて支出が必要な場合は1人1日2,000円を限度として補助する。

(5) 応援バス等の費用補助

対 象 全国規模の競技大会等へ出場する学生会所属の団体及び個人

基準 学生会補助による応援バスの同等費用を補助する。

※応援バス等の特別費予算執行については、全国大会に出場が決定した時点で後援会長の承認のもとに柔軟に予算執行することとする。

9. その他

(1) 社会貢献活動に対する補助

対 象 ※大学が認めた社会貢献活動を行った学生

基 準 1件1名につき 5,000 円を限度して必要経費を補助する。 ※学生委員会が承認した社会活動とする。

(2) 弔慰金

対 象 学生本人及び父母あるいは学費支弁者の死亡に対しての弔慰金

基 準 学生本人 2万円

父母あるいは学費支弁者 2万円

- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する補助
 - ・遠隔授業に伴うパソコン発送費用補助
 - ・その他新型コロナウイルス感染拡大防止対策が要因となる補助 ※対象については、運営委員会において適宜検討する。

以上